資料３

循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について  
[大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会報告]

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会長

令和４年１月20日に知事から諮問があった、大阪府循環型社会形成推進条例第12条の規定に基づく「リサイクル製品の認定」について、同日にリサイクル製品認定部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第６条第７項及び「大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領」第３（５）の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、同年１月20日付けで答申を行ったので、同要領第３（６）の規定により報告する。

令和３年度大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会の概要

|  |  |
| --- | --- |
| **募集期間** | 令和３年８月２日～９月30日 |
| **申請製品数** | 103製品（新規申請：52製品、再申請：51製品） |
| **製品概要** | * 廃タイルカーペットの裏面等を使用したタイルカーペット * 廃木材等を使用した歯ブラシ * 廃プラスチックを使用した養生マット * 溶融スラグ等を使用したタイルブロック　　　　　　　等 |
| **諮問日** | 令和４年１月20日 |
| **部会開催日** | 令和４年１月20日 |
| **審議結果** | 諮問のあった製品は、すべて認定することが適当と認めた。 |
| **答申日** | 令和４年１月20日 |

答申を踏まえ、令和４年３月１日付けで大阪府が103製品を「大阪府認定リサイクル製品」として認定。

参考１ 大阪府リサイクル製品認定制度について

対　　象：府内で排出された循環資源を使用して国内で製造した製品、

または国内で排出された循環資源を使用して府内で製造した製品で、

府内で販売されるもの

手数料：１申請につき18,000円

認定基準：大阪府リサイクル製品認定要領で規定  
（循環資源の配合率、環境等への配慮、各種規格等への適合など）

認定期間：３年

参考２ 認定マーク

　

参考３ 認定製品数の推移について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | | H29 | H30 | R元 | R２ | R３ |
| 認定製品数（各年度末）※１ | | 274 | 245 | 257 | 260 | 302 |
|  | なにわエコ良品ネクスト※２ | 66 | 66 | 66 | 56 | 102 |
|  | なにわエコ良品 | 208 | 179 | 191 | 204 | 200 |

※１　建設リサイクル法に基づいて一般的にリサイクルされている「コンクリート塊等を　　　原材料とする再生舗装材」は、平成30年度以降は認定していない。

※２　認定製品のうち、製造者により使用済み品が回収され、繰返しリサイクルされるものを

「なにわエコ良品ネクスト」として認定。

（平成27年度から認定。家具、強化磁器食器(学校給食用・病院用)、消火器など。）

【別添】大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会　申請審議結果

(認定することが適当と認めるもの)



